

令和6年度 三島市基幹相談支援センター主催
地域生活支援拠点等事業
「みしまるネットミーティング」

令和6年7月17日

みんなしあわせまるネット
(通称: **みしまるネット**)



「地域生活支援拠点等事業」とは…

障がいのある方の重度化、高齢化や、介護者の急な不在、親亡き後等を見据えて、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるようにするための事業です。

障がいのある方を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目的としています。

地域生活支援拠点等事業では、居住支援のための5つの機能「**①相談機能**」「**②緊急時の受け入れ・対応**」「**③体験の機会・場**」「**④専門的人材の確保・育成**」「**⑤地域の体制づくり**」を整備します。

みしまるネットの対象者

(対象者)

第5条 当事業の対象となる障がい者は、市内に居住する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障がい者とする。ただし、同法第5条第11項に規定する障害者支援施設に入所している者及び同条第17項に規定する共同生活援助を利用している者を除く。

⇒三島市内に居住する障がい者。ただし、施設入所者とグループホーム入居者は対象外。

緊急時対応に係る事前登録について

- ① 相談支援事業をとおして事前に緊急対応が必要な状況が発生する可能性のある家庭を把握し、リスクマネジメントに努めるとともに、緊急時受入対応のための事前登録へつなげます。
- ② 事前登録制による把握・準備
 - 緊急時に支援が見込めない可能性のある方に事前登録（様式2・3）をしてもらうことで、予防的取り組み、必要な準備を整えます。
 - 担当の相談支援専門員は、事前登録時に「対象者情報整理シート」（様式4）を作成し提出してください。※8月末までに提出
 - 担当の相談支援専門員（担当者がいない場合は、基幹相談支援センター）から、将来に備えて必要な取り組みやサービスなどの提案をし、「もしも・・・」に備えた準備をしていきます。

協力事業所の届出について

拠点事業に関する5つの機能のうち、事業所が担う機能、**算定する加算**を選択し、協力事業所として届け出てください。

1. 「**地域生活支援拠点等事業（みしまるネット）協力事業所の登録に係る事前協議書**」（様式第1-1号）を市へ提出
2. 「**地域生活支援拠点等事業（みしまるネット）に係る協力事業所届出書**」（様式第1-2号）
「事業所情報シート」（様式第5-1、5-2号）を市へ提出
（拠点事業に係る加算を算定をする事業所は、「**地域生活支援拠点等の機能に関連する届出**」（様式第1-3号）、
「運営規程」も併せて提出）
3. 届出書の受理
4. **協力事業所の登録が完了した旨の通知**

★拠点事業に係る加算の算定を希望する事業所は、上記の手続きとは別に加算体制の届出が必要です。

1. 運営規程の変更手続き（特定相談支援事業所は市へ届け出）
2. 「**介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書**」⇒県
「**相談支援給付費等の算定に係る体制等状況一覧**」⇒市⇒県

みしまるネットの周知について

<市・アーチのホームページ>

- ・地域生活支援拠点等事業（みしまるネット）ガイドライン（支援者用）
- ・みしまるネット対応の流れ（支援者用対応フロー）
- ・様式集（ダウンロード用Excelファイル）
- ・地域生活支援拠点等事業（みしまるネット）のご案内（本人・ご家族説明用資料）
- ・地域生活支援拠点等事業（みしまるネット）のご案内（周知用チラシ）
- ・地域生活支援拠点等事業（みしまるネット）協力事業所一覧
- ・**事業所情報シート ※アーチホームページのみ掲載**

※「**事業所情報シート（様式第5-1、5-2号）**」については、**拠点事業の届出をしない事業所も市に提出してください。**

協力事業所の担う機能について（参考例）

相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none">・ 相談・ 緊急時の受け入れ、対応・ 体験の機会、場の提供・ 地域の体制づくり
短期入所事業所 訪問系サービス事業所 日中活動系事業所	<ul style="list-style-type: none">・ 緊急時の受け入れ、対応・ 体験の機会、場の提供・ 地域の体制づくり

拠点事業に係る加算の算定要件として、協力事業所としての届け出をしている必要があります。

拠点事業に係る事業報酬について

【相談機能】

加算の種類	内容	対象事業
地域生活支援拠点等 相談強化加算	特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う 相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時 の受け入れの対応を評価 ※相談支援事業者が計画作成対象者の支援をした際に算 定可能	相談支援事業

【緊急時受入・対応の機能】

加算の種類	内容	対象事業
短期入所 ※地域生活支援拠点等の場合	地域生活支援拠点等と位置付けた短期入所事業所について、短期入所を行った場合。（緊急時の受け入れに限らない） ※拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置し、医療的ケア児者、重症心身障害児者、強度行動障害の方を支援した場合にはさらに加算あり	短期入所
緊急時対応加算	居宅介護計画に位置付けられていない居宅介護を、利用者またはその家族等からの要請を受けて24時間以内に対応を行った場合。 ※拠点機能を担う場合はさらに加算あり ※拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置すること	居宅介護等
緊急時支援加算	緊急に支援が必要な場合に、家族または本人の要請を受けて訪問または一時的な滞在による支援を行った場合。 ※拠点機能を担う場合はさらに加算あり。 ※拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置すること	自立生活援助 地域定着支援
緊急時受入加算	拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置することにより、平時からの情報連携を整えた通所系サービス事業所において、緊急事態の際に、日中の支援に引き続き夜間の支援を実施した場合。	通所系サービス事業所

【体験の機会・場の提供】

加算の種類	内容	対象事業
障害福祉サービスの体験利用加算	障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合。 ※拠点機能を担う場合はさらに加算あり。 ※拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置すること	地域移行支援
地域移行促進加算 (I)	利用者の体験宿泊に係る内容について地域移行支援事業者と連絡調整・相談援助を行った場合。地域移行支援による体験宿泊加算を算定する期間に算定。	施設入所支援
地域移行促進加算 (II)	地域生活支援拠点等に位置付けられた指定障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、共同生活援助事業所の見学や事業所内での食事の体験、地域活動への参加等を行った場合。	施設入所支援
障害福祉サービスの体験利用支援加算	指定障害者支援施設における当該サービスを利用する利用者が、地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合に、必要な支援、連絡調整やそのほかの相談援助を行った場合。 ※拠点機能を担う場合はさらに加算あり。 ※拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置すること	生活介護 自立訓練 就労移行 就労継続A/B

※体験利用加算は「地域移行支援」対象者に係る受入支援をした際に算定可能

【地域の体制づくり】

加算の種類	内容	対象事業
地域体制強化共同支援加算	<p>支援困難事例等の課題検討を通じ、協働で地域課題の明確化と情報共有を行い、協議会等に報告をした場合。</p> <p>※相談支援事業者が計画作成対象者の支援をした際に算定可能</p>	相談支援事業
地域生活支援拠点等機能強化加算	<p>情報連携等を担う拠点コーディネーターの配置を評価</p> <p>※事業所の要件は以下の全てを満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）（Ⅱ）を算定する場合に限る）と自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援の全てのサービスを同一の事業所で一体的に運営していること。又は地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営していること。 ・これに加え、基幹相談支援センター等の拠点関係機関に拠点コーディネーターを常勤専従で1人以上配置。等 	<p>相談支援事業</p> <p>自立生活援助</p> <p>地域移行支援</p> <p>地域定着支援の全てを実施</p>

その他、活用できる事業報酬について

【地域生活支援事業】

- 日中一時支援事業 日中の預かりサービス（日中活動系事業所）
- 移動支援事業 外出時の支援（ヘルパー事業所）

⇒事前に、市へ事業所指定の届け出が必要

【ライフサポート事業】

- ヘルパー派遣（自宅等での支援、外出支援）
- 短期入所（宿泊利用、日帰り利用）

⇒事前に、市へ事業所登録が必要

みしまるネット緊急時対応相談受付窓口について

〈対応窓口〉

- ① 担当相談支援事業所
 - ・担当相談支援事業所の営業時間内や24時間対応している場合。

- ② 三島市基幹相談支援センター（平日日中のみ対応可能）
 - ・担当相談支援事業所と連絡がつかない、担当相談支援事業所がない場合。
 - 総合相談窓口　： 0 5 5 - 9 8 3 - 2 7 8 1
 - 障がい福祉課　： 0 5 5 - 9 8 3 - 2 6 9 1（支援係）

- ③ 上記①②が対応していない場合、市代表電話（守衛室）で受け付け後、対応。
 - ・休日、夜間に担当相談支援事業所が営業していない場合。
 - 三島市代表電話： 0 5 5 - 9 7 5 - 3 1 1 1

※担当相談支援事業所の営業時間内は基本的に担当相談支援事業所に相談をする。

〈休日・夜間の流れ〉

三島市代表電話（守衛室）で受付



三島市基幹相談支援センター（ふぁいん）へ連絡



「ふぁいん」から相談者へ連絡、状況の確認



電話確認後、必要に応じて現場確認、一時預かり等で対応



翌日または休日明け等
担当相談支援事業所・基幹相談支援センター等と協議

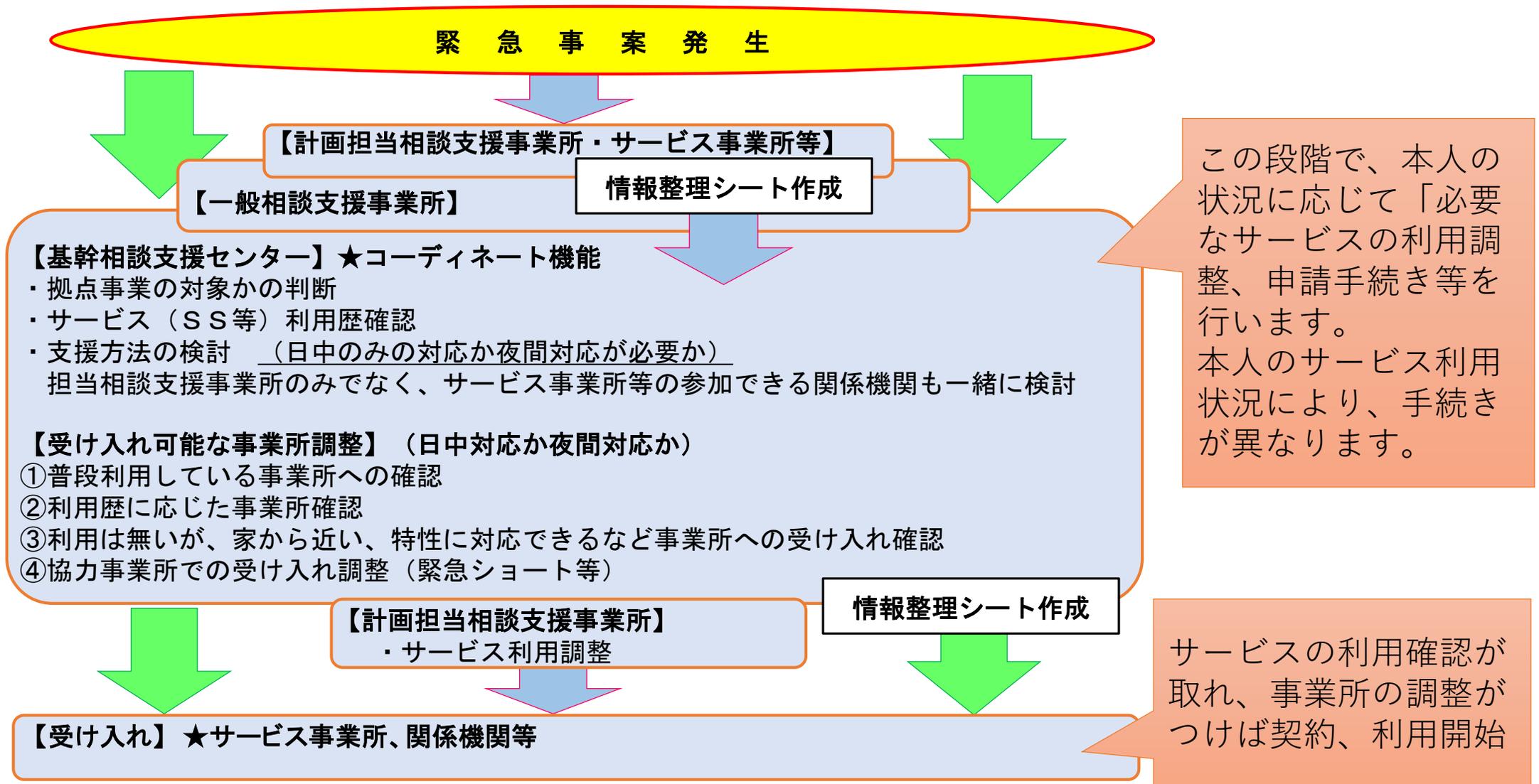
サービスの利用調整について

- 「地域生活支援拠点等事業」は、万が一に備えて体制を整えておくことがポイントの事業
- なので、緊急時に慌てずに対応できる体制ができていることがベスト（サービスを利用する準備ができている、緊急時連絡先の確保、後見制度利用の検討 など）

とは言っても、なかなかその通りにはいかないもの

- 緊急時には、相談支援専門員を中心に利用できるサービス、資源の調整を行います。

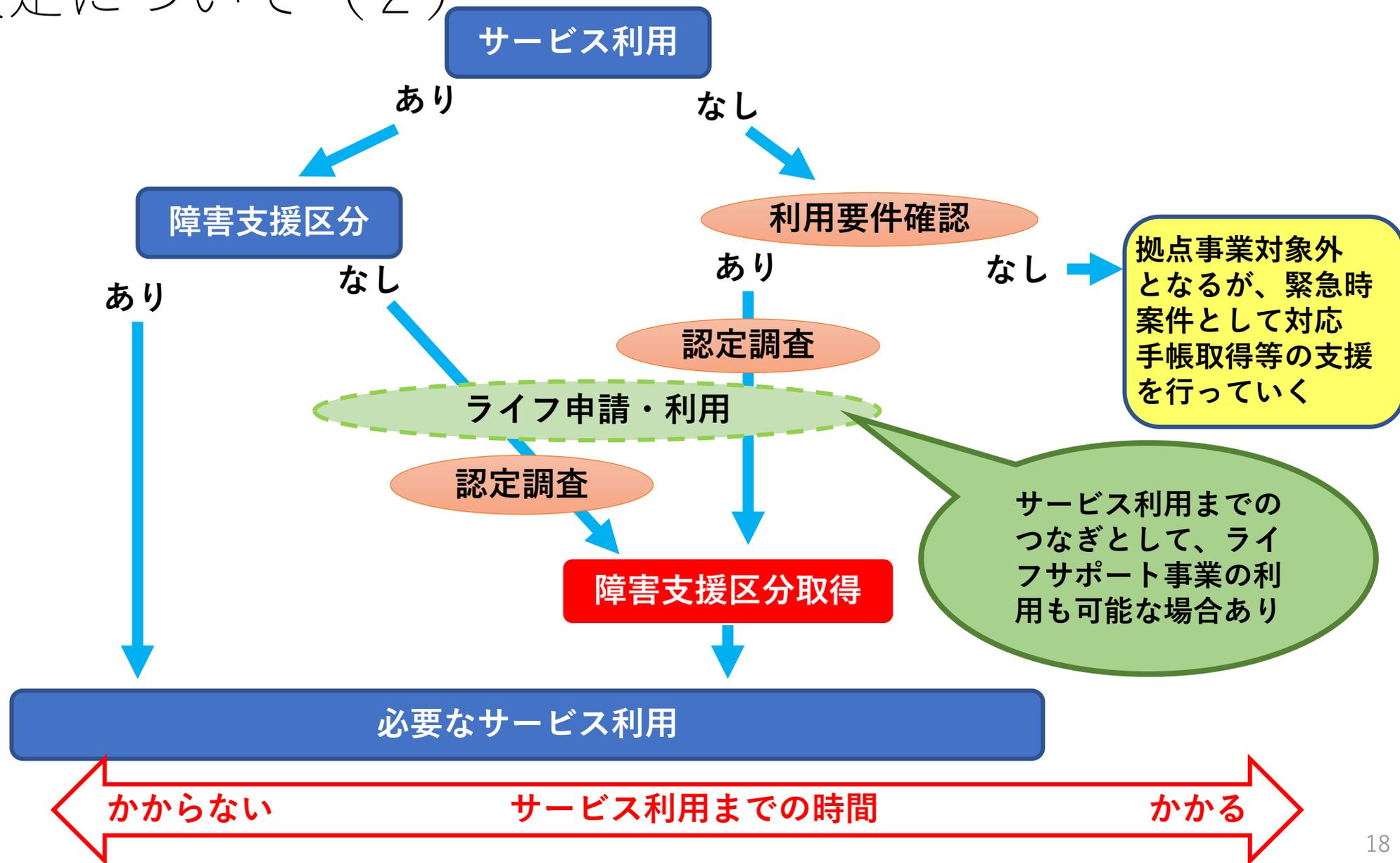
緊急対応の流れ (緊急時対応の流れより一部抜粋)



支給決定について（1）

計画	あり	あり	なし
区分	あり	なし	なし
サービス 利用状況	介護給付利用中 ヘルパー、生活介護、 短期入所 等	訓練等給付のみ利用中 就労訓練、区分取得無し のGH 等	サービス利用なし
必要な 対応	<ul style="list-style-type: none"> ・支給量の変更 (場合によっては、審査会への の諮問が必要) ・必要なサービスの追加申請 	<ul style="list-style-type: none"> ・区分取得（認定調査要） ・必要なサービスの追加申請 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの新規申請 (認定調査要)
	<p>かからない ← サービス利用までの時間 → かかる</p>		
地活・ ライフ	<ul style="list-style-type: none"> ・申請後利用可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請後利用可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請 ・認定調査後利用可能
	<p>サービス利用調整の間につなぎとして利用 できる場合あり</p>		

支給決定について (2)



最後に・・・

地域生活支援拠点等事業（みしまるネット）は、障がいのある方を地域全体で支えていくことが目的であり、地域の関係者の皆さまの協力が必要不可欠です。

是非とも積極的な参画、協力をお願いいたします。



「みしまるネット」へのご協力をお願いします。